

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年4月11日
【四半期会計期間】 第132期第1四半期（自平成25年12月1日至平成26年2月28日）
【会社名】 株式会社不二越
【英訳名】 NACHI-FUJIKOSHI CORP.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本間 博夫
【本店の所在の場所】 富山市不二越本町1丁目1番1号
【電話番号】 076(423)5111（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 小林 昌行
【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋1丁目9番2号（汐留住友ビル）
【電話番号】 03(5568)5111（代表）
【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 薄田 賢二
【縦覧に供する場所】 株式会社不二越 東日本支社
（東京都港区東新橋1丁目9番2号（汐留住友ビル））
株式会社不二越 中日本支社
（名古屋市名東区高社2丁目120番3号）
株式会社不二越 西日本支社
（大阪市北区中之島3丁目2番18号（住友中之島ビル））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第131期 第1四半期連結 累計期間	第132期 第1四半期連結 累計期間	第131期
会計期間	自平成24年12月1日 至平成25年2月28日	自平成25年12月1日 至平成26年2月28日	自平成24年12月1日 至平成25年11月30日
売上高(百万円)	39,553	58,029	175,697
経常利益(百万円)	2,348	4,482	11,698
四半期(当期)純利益(百万円)	802	2,167	6,706
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	5,582	2,651	17,515
純資産額(百万円)	69,303	82,588	81,360
総資産額(百万円)	195,307	209,419	207,916
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.23	8.72	26.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	33.6	37.3	37.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年12月1日～平成26年2月28日）の当社グループをとり巻く環境は、自動車生産が堅調に推移するとともに、北米をはじめとした海外市場の伸張を受けて、需要動向に改善の動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しております。

このような状況のもと、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、顧客に多様なソリューションを提供してまいりました。そして、海外の現地顧客を中心とした新規開拓や、新商品の投入、既存商品のラインナップの拡充にとり組むとともに、在外子会社の決算期変更を行なった結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、580億29百万円と前年同期に比べ46.7%の増収となりました。このうち、国内向けの売上高は276億38百万円（前年同期比11.9%増）、海外売上高は303億90百万円（同104.7%増）であります。

利益面につきましては、生産性の向上をはじめとしたトータルコストダウンの成果をとり込み、営業利益は48億36百万円（前年同期比105.0%増）、経常利益は44億82百万円（同90.9%増）、四半期純利益は21億67百万円（同169.9%増）となりました。

なお、連結子会社のうち、在外子会社については、従来9月30日現在の財務諸表を使用しておりましたが、当連結会計年度より11月30日現在の財務諸表を使用することに変更しております。この変更により、在外子会社については、当第1四半期連結累計期間は5ヶ月となっております。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、自動車や航空機、産業機械分野における国内外の需要とり込みに加え、工具やロボットの新品投入が奏功し、機械工具トータルの売上高は181億48百万円（前年同期比22.0%増）となり、営業利益は17億64百万円（同47.3%増）となりました。

部品事業につきましては、自動車や建設機械分野の需要回復を受けて、部品トータルの売上高は358億36百万円（前年同期比66.9%増）となり、営業利益は27億23百万円（同177.2%増）となりました。

その他の事業につきましては、特殊鋼の需要回復により、売上高は40億44百万円（前年同期比26.3%増）、営業利益は3億36百万円（同101.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、2,094億19百万円となり、前連結会計年度末に比べ15億2百万円増加しました。主として、たな卸資産が24億46百万円、現金及び預金が14億80百万円増加し、投資有価証券が7億74百万円、受取手形及び売掛金が5億70百万円減少しております。

負債合計は、1,268億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億74百万円増加しました。主として、借入金が94億85百万円増加し、社債が40億20百万円、支払手形及び買掛金が18億85百万円、未払法人税等が14億16百万円減少しております。

純資産合計は、825億88百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億28百万円増加しました。主として、為替換算調整勘定が8億28百万円、利益剰余金が6億75百万円増加し、その他有価証券評価差額金が4億93百万円減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、会社の支配に関する基本方針は次の通りです。

当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為（本 において、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われた場合であっても、株主の皆様がこれを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要な情報提供を促すこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは経営方針等の代替的提案を株主の皆様に表示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

1. 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社グループは、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命に基づいて、総合機械メーカーとしての強みを発揮し、世界市場でナチブランドを確立することを経営の基本方針としております。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業で蓄積してきた技術シーズ、事業のシナジーを活かして、世界の顧客のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性をアピールできる商品ラインとサービスを提供しております。

そして、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するカスタマー、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

さらに、当社としましては、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての強みを活かし、“成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業”を実現することを目指して、2020年をターゲットとした長期ビジョンと、そのマイルストーンとして、2016年までの中期経営計画を策定いたしました。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。また、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充ちたいします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、中期経営計画における基本方針に基づいて、ナチブランドの確立と企業価値の最大化にグループをあげて取り組んでまいります。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、平成20年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、平成23年2月23日開催の当社第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しております。（以下、継続後の対応策を「現施策」といいます。）

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、現施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、平成26年1月16日開催の当社取締役会において、現施策を継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議し、平成26年2月19日開催の当社第131期定時株主総会において本施策の継続に関する議案は承認可決されました。

(a) 本施策継続の目的および対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、()当社株券等の所有者およびその共同所有者、または()当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記()の場合においては当該所有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記()の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、平成29年2月に開催予定の当社第134期定時株主総会終結の時までとします。

なお、本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>）に掲載の平成26年1月16日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断および理由

1. 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記 1. に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様判断に必要な情報が提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示する等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記に記載の当社の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、本施策の継続等について株主の皆様の意思が反映されていること、大規模買付対抗措置の発動の発動について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、本施策は経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合していること、デッドハンド型買収防衛策ではないこと理由から、本施策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、7億4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成26年4月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	249,193,436	249,193,436	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株
計	249,193,436	249,193,436		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年12月1日～ 平成26年2月28日	-	249,193	-	16,074	-	11,420

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年11月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 595,000		
	(相互保有株式) 普通株式 105,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,829,000	246,829	
単元未満株式	普通株式 1,664,436		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	249,193,436		
総株主の議決権		246,829	

【自己株式等】

平成26年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社不二越	富山市不二越本町 1丁目1番1号	595,000	-	595,000	0.24
(相互保有株式) 東亜電工株式会社	富山市中大久保 129-1番地	105,000	-	105,000	0.04
計		700,000	-	700,000	0.28

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,591	20,071
受取手形及び売掛金	³ 39,896	39,326
商品及び製品	17,601	17,815
仕掛品	10,100	11,990
原材料及び貯蔵品	7,746	8,088
その他	7,300	5,245
貸倒引当金	101	88
流動資産合計	101,135	102,449
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	28,803	28,788
機械装置及び運搬具(純額)	38,472	38,191
その他(純額)	15,078	15,646
有形固定資産合計	82,354	82,626
無形固定資産		
投資その他の資産	716	811
投資有価証券	18,312	17,538
その他	5,412	6,008
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	23,709	23,531
固定資産合計	106,780	106,969
資産合計	207,916	209,419
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	³ 38,918	37,032
短期借入金	2,104	15,987
未払法人税等	2,850	1,434
その他	³ 35,419	28,633
流動負債合計	79,292	83,088
固定負債		
社債	20	-
長期借入金	31,308	27,660
退職給付引当金	6,626	6,798
役員退職慰労引当金	26	15
負ののれん	12	8
その他	9,269	9,260
固定負債合計	47,263	43,742
負債合計	126,556	126,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,074	16,074
資本剰余金	11,561	11,561
利益剰余金	48,527	49,202
自己株式	199	202
株主資本合計	75,964	76,636
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,094	6,600
為替換算調整勘定	4,744	3,915
在外子会社年金債務調整額	1,192	1,244
その他の包括利益累計額合計	1,157	1,441
少数株主持分	4,238	4,511
純資産合計	81,360	82,588
負債純資産合計	207,916	209,419

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)
売上高	39,553	58,029
売上原価	31,654	44,947
売上総利益	7,898	13,082
販売費及び一般管理費	5,539	8,246
営業利益	2,358	4,836
営業外収益		
受取利息	11	19
受取配当金	53	25
負ののれん償却額	3	3
持分法による投資利益	5	10
為替差益	319	-
その他	84	184
営業外収益合計	477	243
営業外費用		
支払利息	282	300
売上割引	91	132
その他	114	164
営業外費用合計	488	597
経常利益	2,348	4,482
特別利益		
固定資産売却益	0	0
ゴルフ会員権売却益	8	-
特別利益合計	9	0
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	9	36
独占禁止法違反に係る課徴金	509	-
独占禁止法等関連損失	-	558
特別損失合計	519	594
税金等調整前四半期純利益	1,837	3,888
法人税、住民税及び事業税	654	1,385
法人税等調整額	316	272
法人税等合計	970	1,658
少数株主損益調整前四半期純利益	867	2,229
少数株主利益	64	62
四半期純利益	802	2,167

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	867	2,229
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,816	505
為替換算調整勘定	3,003	956
在外子会社年金債務調整額	125	51
持分法適用会社に対する持分相当額	20	21
その他の包括利益合計	4,715	421
四半期包括利益	5,582	2,651
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,275	2,450
少数株主に係る四半期包括利益	306	200

【注記事項】

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

連結子会社のうち、在外子会社については、従来9月30日現在の財務諸表を使用しておりましたが、当連結会計年度より11月30日現在の財務諸表を使用することに変更しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
受取手形裏書譲渡高	50百万円	- 百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の、金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
	24百万円	- 百万円

3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年2月28日)
受取手形	451百万円	- 百万円
支払手形	963	-
流動負債その他 (設備関係支払手形)	2	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)
減価償却費	2,431百万円	2,961百万円
負ののれんの償却額	3	3

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月20日 定時株主総会	普通株式	1,491	6円00銭	平成24年11月30日	平成25年2月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年12月1日至平成26年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年2月19日 定時株主総会	普通株式	1,491	6円00銭	平成25年11月30日	平成26年2月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	機械工具	部品	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	14,877	21,473	3,202	39,553	-	39,553
セグメント間の内部売上高 又は振替高	542	147	1,834	2,523	(2,523)	-
計	15,419	21,620	5,036	42,076	(2,523)	39,553
セグメント利益	1,197	982	166	2,347	11	2,358

(注)1.セグメント利益の調整額は、主としてセグメント間取引消去であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	機械工具	部品	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	18,148	35,836	4,044	58,029	-	58,029
セグメント間の内部売上高 又は振替高	919	156	2,110	3,186	(3,186)	-
計	19,067	35,992	6,155	61,215	(3,186)	58,029
セグメント利益	1,764	2,723	336	4,824	12	4,836

(注)1.セグメント利益の調整額は、主としてセグメント間取引消去であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	3円23銭	8円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	802	2,167
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	802	2,167
普通株式の期中平均株式数(千株)	248,612	248,595

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年4月11日

株式会社不二越

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光 完治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 正房 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 康宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社不二越の平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年12月1日から平成26年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社の平成26年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。